

建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する意見書

2024年4月から働き方改革関連法が建設業に全面適用（時間外労働の上制限等）されます。建設労働者の長時間労働の是正や週休2日制の推進、最適な賃金水準の確保などの雇用改善は喫緊の課題であり、これらに起因する他産業との人材獲得競争の激化や高齢化による深刻な担い手不足、他産業を大幅に上回る有効求人倍率の高止まりの解消も急務となっています。

基幹産業である建設業において建設労働者の減少がそのまま進行すれば、社会資本の維持管理・更新や災害復旧等を適切に行うことが困難になることで、国民生活への甚大な影響が懸念されます。

この懸念を払拭するためには、建設業共通の制度である建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる推進と共に、建設労働者の雇用改善、能力開発、担い手確保・育成に向けた諸施策を建設雇用改善計画なども踏まえつつ確実に実施することが不可欠です。よって政府には、魅力ある、そして、持続可能な建設業の実現に向け、次に掲げる事項を強く要望します。

記

1. 建設労働者の雇用改善、能力開発の推進及び向上を図るとともに、高い水準の賃上げに向けた環境整備に努めること。
2. 建築大工をはじめとした若年者等の入職・定着を促進し、建設業の担い手確保・育成を推進すること。
3. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

奈良県山添村議会

内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣 宛